

平成 31 年 1 月

事業主 各位

日本自動車厚生年金基金 清算事務局
電話 0 3 - 5 3 3 3 - 5 5 2 5

清算業務の進捗状況について (3)

当基金は、平成 29 年 1 月 30 日付で当基金の特例解散が厚生労働大臣より認可されて以降、清算人のもと清算業務を進めております。

昨年 11 月 1 日に関東信越厚生局による行政監査を終え、解散に伴う基金全体の不足金額を確定するための「財産目録の承認申請書」を厚生労働省に提出をしておりましたが、このたび 1 月 22 日付にて厚生労働省より「財産目録の承認」がなされました。

財産目録が承認されたことにより、平成 30 年 11 月付発信文書の「清算業務の進捗状況について (2)」でお知らせしておりました解散負担金額が最終確定となりましたことをご報告いたします。

確定後の金額につきましては、改めまして (別紙) にてお送りいたしましたのでご確認のほどよろしくお願い申し上げます。

解散負担金の支払い開始までの今後の予定

平成 31 年 2 月下旬

「基金」から各事業所様へ「補正後の納付計画書等の送付」

解散負担金が確定いたしましたので、「厚生労働省」から補正をした納付計画書が送付されます。

平成 31 年 3 月下旬

「管轄年金事務所」から各事業所様へ「解散負担金の納付書」送付

(※納付書が届きましたら、納付期限 (約 10 日後) 内に納付していただくこととなります)

(ご注意)

前回の文書では「解散負担金の納付書」送付を 2 月下旬と予定しておりましたが、3 月下旬となる予定です。

平成 30 年 11 月

事業主 各位

日本自動車厚生年金基金 清算事務局
電話 0 3 - 5 3 3 3 - 5 5 2 5

清算業務の進捗状況について (2)

当基金は、平成 29 年 1 月 30 日付で当基金の特例解散が厚生労働大臣より認可されて以降、清算人のもと清算業務を進めております。

平成 30 年 6 月に「今後のスケジュール予定」のご案内をさせていただいておりましたが、このたび 11 月 1 日に関東信越厚生局による行政監査、翌日の厚生労働省への「財産目録の承認申請書」の提出を予定通り終了いたしましたことをご報告いたします。

財産目録の申請に伴いまして、各事業所様へ改めて解散負担金の金額等につきましては別紙にてご案内させていただきます。

なお、下記事項につきましてご確認をお願いいたします。

解散負担金の支払い開始までの今後のスケジュール予定

平成 31 年 2 月上旬 厚生労働省から「財産目録の承認」
解散負担金の確定

平成 31 年 2 月中旬
基金から各事業所様へ「補正後の納付計画書の送付」

平成 31 年 2 月下旬
管轄年金事務所から各事業所様へ「第 1 回 解散負担金の納付書」送付

平成 30 年 6 月

事業主 各位

日本自動車厚生年金基金
清算事務局
電話 0 3 - 5 3 3 3 - 5 5 2 5

清算業務の進捗状況について

当基金は、平成 29 年 1 月 30 日付で当基金の特例解散が厚生労働大臣より認可されて以降、清算人のもと清算業務を進めております。

現在、国と基金との加入記録の突合作業は終了しておりますが、全国的に厚生年金基金の解散・代行返上手続きが重なったため、国側の対応に日数を要していること等から、解散に伴う基金全体の不足金の確定までにはもう少々お時間をいただくこととなりました。

従いまして、解散負担金の支払い開始につきましては、現在の予定といたしまして、平成 31 年 3 月以降からの支払い開始の見込とさせていただきます。

(平成 31 年 2 月、または 4 月となる可能性もございます。)

事業主の皆様にはお手数をおかけいたしますが、なにとぞご理解賜りたくよろしく願いいたします。

解散負担金の支払い開始までの今後のスケジュール予定

- | | |
|-----------------|---|
| 平成 30 年 1 1 月上旬 | 関東信越厚生局による行政監査
厚生労働省へ「財産目録の承認申請」 |
| 平成 31 年 2 月上旬 | 厚生労働省から「財産目録の承認」
解散負担金の確定 |
| 平成 31 年 2 月中旬 | <u>基金から各事業所様へ</u> 「補正後の納付計画書の送付」
(*補正後の納付計画書は厚生労働省が補正をし、作成します) |
| 平成 31 年 3 月中旬 | <u>管轄年金事務所から各事業所様へ</u> 「第 1 回 解散負担金の納付書」送付 |

お 願 い

(1) 平成28年に「納付計画書」を当基金へご提出いただいて以降、年金事務所へ届けられている

①事業所住所 ②事業所名 ③代表者名

④事業所整理記号・番号（厚生年金保険料納入告知書に記載）

の内容に変更があった事業所様は「事業主関係変更届」に変更箇所をご記入のうえ、当基金までFAXにてご連絡ください。

FAX番号 03-5333-5526

(2) 分割納付を一括納付へ変更されたい事業所様は当基金までご連絡ください。

電話番号 03-5333-5525

* (1) につきまして、「補正後の納付計画書」は厚生労働省が補正し作成します。

前回基金へご提出いただいた納付計画書と、現在年金事務所に登録されている①～④の内容に相違がありますと、「第1回 解散負担金の納付書」の発行が遅れる場合がありますので、ご協力よろしく願いいたします。